

提出されたコメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>「株主資本等変動計算書」の様式について、「純資産の各項目を縦に並べる様式」（本改正に基づく改正後の銀行法施行規則において定める様式）に加え、「純資産の各項目を横に並べる様式」（本改正に基づく改正前の銀行法施行規則において定める様式）についても選択できるようにしていただきたい。</p>	<p>本改正は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める有価証券報告書上の「株主資本等変動計算書」の様式が「純資産の各項目を縦に並べる様式」に統一的に変更されたことを踏まえて、金融機関の事務負担等も勘案し、銀行法上提出が義務付けられている様式についてもこれに合わせるものとしたものです。行政効率の観点からも、複数の様式を並存させることは妥当でないと考えています。</p>